

審 議 結 果 速 報

(令和 5 年10月13日)

陳 情 5 年 教 育 第 2 2 号

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

令和 5 年 9 月 定例会

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
5年－22 (R5.9.8)	教 育	少人数学級を実現し、現在 1 学年 3 学級以下の県立高等学校の学級数を維持することについて	趣旨採択 (R5.10.13)

▶陳情事項

- 1 県内すべての県立高等学校の学級定員を 35 人以下に引き下げ、現在の学校数を維持し、一人ひとりを大切にした教育を保障すること。
- 2 地域の中核となっている県立高等学校を存続させるため、1 学年 3 学級以下の県立高等学校については、学級定員を 30 人以下に引き下げることで現在の学級数を維持し、教職員数を減らさず豊かな学びを保障すること。

▶所管委員長報告（R5. 10. 13 本会議）会議録暫定版

中学校卒業生数の減少に対して学級減で対応してきたところですが、中学校の卒業生数は今後さらに減少すると見込まれており、令和 8 年度以降の高等学校の在り方について、各校の教育目的や地域性、地理的環境等も踏まえ、現在検討しているところであります。

こうした厳しい状況の中でも、本県においては、標準法で措置される定数のほか、単県費で定数を措置し、生徒一人一人に応じたきめ細やかな教育の充実を推進してきており、専門高校や総合学科高校において 1 学級 38 人以下の編成としているところであります。

また、地域の中核となっている県立高等学校を存続させるため、地域の特色を活かした活動を行うなど、学校の魅力化、地域の活性化にもつなげる取組みを進めていることから、「趣旨採択」と決定いたしました。

▶陳情理由

鳥取県教育委員会事務局高等学校課は、令和5年6月28日鳥取県議会総務教育常任委員会に「令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針（令和8年度～令和17年度）案（概要）」（以下『新基本方針案「概要」』という。）と、「令和7年度までの現基本方針に基づく改革案」を示した。少子化が続く中で、本県中学校卒業生数は、令和5年3月4,929人から令和17年3月3,988人（推計）へと約1,000人減少することが見込まれ、このことへの対応も含め、現在、新基本方針が検討されている。

新基本方針案「概要」の③の「3 今後の特色ある新しい高校の在り方」には、「学校規模を構築する方法」として、「再編・統廃合・分校化、学級減、学級定員減、県外募集」の4つが示されている。現基本方針は主として「学級減」による対応であり、全日制高校における学級規模は、現基本方針が対象とする令和元年度22校103学級から令和5年度22校97学級へと6学級減少した。鳥取県議会総務教育常任委員会に提出された「令和7年度までの現基本方針に基づく改革案」では、更に、日野高校、智頭農林高校、鳥取中央育英高校の入学者が募集定員の一定数に満たない場合、学級減とする案が示された。これ以外にも、岩美高校、青谷高校、倉吉西高校、倉吉農業高校は1学年3学級以下であり、現基本方針に則れば、小規模校が更に小規模化することとなり、教員定数は削減され、多様な科目設定などはできなくなる。

一方、多くが中山間地に位置するこれらの小規模校は、学校所在の地域と連携した授業や行事を実施し、地域の中核的存在としてなくてはならないものとなっている。また、中山間地域に在住する生徒・保護者にとっては、通学できる唯一の学校として、教育を受ける権利を保障する砦の役割を果たしている。

新基本方針案「概要」の③の「新しい姿の高校づくりにあたって（規模、配置）」にも、次のような記述がある。

○市部には大規模私立高校が配置されている中、県立高校を小規模化した場合、県立高校全体の活力低下を招くことが危惧されるため、現在の学校規模を維持するなど一定の配慮が必要。

○中山間地域の学校は、地元自治体等地域との関わりを考慮したうえで、近隣に他の高校がない等、地域における学校の役割が大きい場合には、1学年あたり2学級以下の学校規模であっても小規模校として設置するとともに、次の取組を実施する。（省略）

○1学級あたりの定員数について、特に専門学科と中山間地域の高校では、環境や学習内容等をふまえた柔軟な定員設定を検討する。

鳥取県教育委員会にあっても、「県立高校を小規模化した場合、県立高校全体の活力低下を招くことが危惧」されており、新基本方針の策定を待つまでもなく、現基本方針の1学年3学級以下の小規模校の学級減基準は撤廃すべきである。今後は、現基本方針下にあっても「学校規模を構築する方法」として「学級定員減」で対応すべきであり、県内すべての県立高校の学級定員を35人以下に引き下げ、とりわけ1学年3学級以下の小規模校にあっては学級定員を30人以下に引き下げることによって、学級数を維持すべきである。

鳥取県は、国に先駆けて、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるため、少人数学級の推進を図り、令和4年度以降年次進行で小学校において30人学級を実現している。中学校においても、更なる少人数学級推進が求められている。同様の観点から、少子化を好機とし、高等学校にあっても豊かな学びを保障するため、少人数学級が実現されるよう、上記事項を陳情する。

▶提 出 者

鳥取県高等学校教職員組合
鳥取県教職員組合

現 状 と 県 の 取 組 状 況

教育委員会（高等学校課）

【現 状】

- 1 高等学校の教職員定数については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「標準法」という。）に定められているが、高等学校における少人数学級について、国で議論されているという情報は把握していない。
- 2 標準法における学級定員は1学級40人を標準とするが、鳥取県においては、専門高校や中山間地域の総合学科高校において1学級38人以下の編成としている。（智頭農林高校は3学科68人、倉吉農業高校は1学級34人）
- 3 少子化の影響もあり、県立高等学校の中には定員を大きく割り込む学校（学科）も存在し、教職員の適正配置、適正規模における教育活動実施に課題がある。
- 4 令和7年度までの県立高等学校の在り方については、平成28年3月に策定した「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針」に基づき対応しているところであり、日野高校については、令和6年度入試結果が募集定員（76人）の1/2（38人）を満たさない場合は1学級減とすることを検討する。鳥取中央育英高校については、令和6年度入試結果が募集定員（120人）の2/3（80人）に満たない場合は1学級減とする。智頭農林高校については、県内唯一の林業専門高校としてより質の高い専門教育に取り組むとともに、地域と連携した学習の充実を図り、将来の地域の基幹産業及び地域社会を支える人材育成を目指すことを目的に3学科から2学科に再編（定員に変更なし。）することを令和5年9月6日の定例教育委員会で議決した。（令和7年度入試から適用。）

【県の取組状況】

- 1 標準法で措置される定数のほか、単県費で定数を措置し（特別支援教育担当教員等）、生徒一人一人に応じたきめ細かな教育の充実を推進している。
- 2 各県立高等学校においては、地域の特色を活かした活動を行うなど、学校の魅力化を推進するとともに、地域に根差し、地域と連携した教育活動を進めている。また、県外からの生徒募集を行うなど、生徒が多様な価値観に触れることにより、学校の魅力化、地域の活性化にもつなげようと取組を進めており、県外からの入学者は令和元年には36人だったが、令和5年度には58人へと増加した。
- 3 平成15年度以降、中学校卒業者数の減少に対して学級減で対応してきたが、令和17年3月の中学校卒業者数は現在より約900人減少すると見込まれ、令和8年度以降の県立高等学校の在り方について検討しているところである。令和5年7月6日から令和5年8月18日までパブリックコメントを実施し、令和5年度中には基本方針を策定し、公表する予定である。その後、具体的な学校の再編計画について示す実施計画（基本計画、整備計画）を令和6年度及び7年度に公表する予定である。